

議案第 125号

北はりま定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

地方自治法第96条第2項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例の規定により、西脇市及び多可町の間における定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、議会の議決を求める。

令和2年11月30日

西脇市長 片山象三

北はりま定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

西脇市（以下「甲」という。）と多可町（以下「乙」という。）は、平成22年10月6日に締結した北はりま定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を次のとおり変更する協定を締結する。

別表第1第3項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 学校教育環境の充実

取組の内容	新たな教育課題や少子化などの教育を取り巻く環境の変化に対応するため、学校教育等に係る広域的な連携体制を構築し、学校教育環境の充実を図る。
甲の役割	1 教職員の人材育成や課外活動等の連携体制の構築に向け、連絡会議を設置し、必要な調査研究を行うとともに、学校教育等に係る事業を共同で実施する。
乙の役割	1 教職員の人材育成や課外活動等の連携体制の構築に向け、甲が設置する連絡会議での調査研究に協力するとともに、学校教育等に係る事業の共同実施に協力する。

別表第1第4項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 商工業の振興

取組の内容	地域経済を牽引する商工業の振興を図るため、圏域共通の地場産業である播州織をはじめ、地域に根ざして活動する事業者への支援を圏域一体で取り組む。
甲の役割	1 圏域で一体的な活動を行う商工団体を対象に、自治体の枠組みを超えた支援を行う。 2 共通する産業資源をテーマに、連携して事業者支援を行う。 3 地域の中小企業・小規模事業者を対象に、地域の支援機関が必要に応じて連携し、持続的な成長に向けた支援を行う。
乙の役割	1 甲と連携し、圏域で一体的な活動を行う商工団体を対象に、自治体の枠組みを超えた支援を行う。 2 甲と連携し、共通する産業資源をテーマにした事業者支援を行う。 3 甲と連携し、地域の中小企業・小規模事業者を対象に、地域の支援機関が必要に応じて連携し、持続的な成長に向けた支援を行う。

(3) 鳥獣被害防止対策の推進

取組の内容	野生鳥獣による農作物の被害を防止するため、圏域における鳥獣被害防止対策を総合的に推進するとともに、捕獲した野生鳥獣の有効活用に取り組む。
甲の役割	1 鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、乙によるシカ肉加工施設の運営支援に協力するとともに、販路開拓等を通じた消費拡大を促進する。
乙の役割	1 鳥獣被害防止対策等により捕獲されたシカの有効活用に向け、シカ肉加工施設の運営を支援するとともに、販路開拓等を通じた消費拡大を促進する。

別表第1第5項第2号中「及び関係自治体」を削り、「みどり園の運営」を「ごみ処理施設の整備及び運営」に改める。

別表第2第1項第1号を次のように改める。

(1) 地域公共交通ネットワークの維持及び強化

取組の内容	圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの維持及び強化を図るため、圏域内のバス事業者を支援するとともに、甲及び乙が運行するコミュニティバス等の利便性の向上に取り組む。
甲の役割	1 バス交通等の維持、利便性の向上に向けた調査研究を行う。 2 乙及び関係自治体と連携して、路線バスの維持に向けた必要な支援を行う。 3 圏域を運行するバス交通等の新設・変更に当たっては、乙及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整する。
乙の役割	1 バス交通等の維持、利便性の向上に向けた調査研究を行う。 2 甲及び関係自治体と連携して、路線バスの維持に向けた必要な支援を行う。 3 圏域を運行するバス交通等の新設・変更に当たっては、甲及び関係機関と協議し、圏域住民の利便性が向上するよう調整する。

別表第2第2項第1号を次のように改める。

(1) 幹線道路の整備

取組の内容	円滑な交通を確保し、圏域住民の利便性の向上を図るため、圏域の主要な道路交通ネットワークの形成に向けた整備促進に取り組む。
甲の役割	1 国道427号の整備促進に向けた取組を乙と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。 2 自転車ネットワーク等の整備に向けた取組を乙と連携して

	行う。
乙の役割	1 国道 427号の整備促進に向けた取組を甲と連携して行うとともに、兵庫県と必要な事業調整を図る。 2 自転車ネットワーク等の整備に向けた取組を甲と連携して行う。

別表第2中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 西脇市郷瀬町 605番地
西脇市
西脇市長 片山 象三

乙 多可郡多可町中区中村町 123番地
多可町
多可町長 吉田 一四